

令和5年6月13日 開会

令和4年6月23日 閉会

(定例第2回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 25 号

令 5 年第 2 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 17 日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和 5 年 6 月 13 日 午前 9 時 00 分
2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門	加 藤 修
江 田 加 代	長谷川 康 弘
前 田 昇	石 原 浩 明
河 中 博 子	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第2回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和5年6月13日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第6号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第7号 令和4年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第6 報告第8号 令和4年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第7 報告第9号 長期継続契約について

日程第8 議案第23号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）

日程第9 議案第24号 令和5年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）

日程第10 同意第2号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 同意第3号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12 同意第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第13 同意第5号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第6号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第7号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第8号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第9号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第18 同意第10号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第19 同意第11号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第20 同意第12号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第13号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第14号 日吉津村農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 6 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 7 号 令和 4 年度株式会社ひえづ物産決算報告について

日程第 6 報告第 8 号 令和 4 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について

日程第 7 報告第 9 号 長期継続契約について

日程第 8 議案第 23 号 令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）

日程第 9 議案第 24 号 令和 5 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）

日程第 10 同意第 2 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 11 同意第 3 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 12 同意第 4 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 13 同意第 5 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 14 同意第 6 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 15 同意第 7 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 16 同意第 8 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 17 同意第 9 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 10 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 19 同意第 11 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 20 同意第 12 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 21 同意第 13 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

日程第 22 同意第 14 号 日吉津村農業委員会委員の任命について

出席議員（10 名）

1 番 齊 田 光 門

2 番 加 藤 修

3 番 江 田 加 代

4 番 長谷川 康 弘

5番 前田 昇

6番 石原 浩明

7番 河 中 博子

8番 橋 井 満 義

9番 松 田 悦 郎

10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午前9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年6月第2回定例会を開催いたします。

開会に先立ち、議長として一言ご挨拶申し上げます。本年4月統一地方選挙が実施され、日吉津村議会においても一部新しい議員が誕生したところであります。ご活躍を期待するとともに、初めての定例会となります。議会ルールを遵守しながらも、前例にとらわれることなく、新しい発想活動変えた提言発言に期待するところであります。

また5月11日の臨時会議長選挙においては、わたくし、山路が議長となりましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナもやっとのことで治りつつあり、5月4日からはインフルエンザ並みの第5類となったところであります。マスク着用も個人判断ということで、丸3年続いたマスク生活から解放

されたところでもあります。しかしこの3年間には、尊い命が奪われるとともに世界経済、わたしたちの日常生活は一変したところでもあります。しかし、今やっとの思いでわたしたちの日常生活が立ち直りつつあるところに、物価高騰が相つぎ新たな不安が生まれつつあります。行政政策をチェックする立場にある議会としては、第一に住民生活に配慮した議会活動が強く求められる所でもあります。

終わりに、議員各位のより一層の活動に期待するところでもあります。どうもありがとうございました。

それでは本日の会議に入ります。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第2回日吉津村議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、江田加代議員、4番、長谷川康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日から6月23日までの11日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの11日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3 諸般の報告を行います。議長の報告をいたします。説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長ならびに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下、担当課長が出席しております。

請願陳情の付託報告、本日までに受理した請願陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のお

り、会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

なお、陳情とも会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配付のとおり地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思っております。

3 月定例会において供覧となりました、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く、空、水、土の安全の保障を求める陳情、不採択となりました、国による学校給食無償化を求める陳情 2 件につきましては、3 月 24 日付けで提出者に審査報告の審査結果の報告をいたしました。

行事報告、3 月定例会から本日までお手元に配付のとおりです。

次に村長からの報告事項があれば報告願います。

○村長（中田 達彦君） 皆さんおはようございます。令和 5 年第 2 回日吉津村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご出席をいただきました。感謝を申し上げます。

開会にあたりまして諸般の報告を申し上げます。

4 月には村長選挙並びに村議会議員選挙が行われ、議員の皆様におかれては 4 月 30 日からの任期で、新たな顔ぶれでスタートされたところでございます。わたし自身も 4 月 27 日から日吉津村長 2 期目の任期を務めさせていただいており、改めて議員の皆様、村民の皆様のご協力をいただきながら、元気で住みよい日吉津村の村づくりに、精一杯力を尽くして参る所存でございます。

5 月 11 日には臨時議会を開催いただき、執行部から提案させていただいた議案についてご審議、ご承認をいただきました。承認いただいた補正予算の主なものについて、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するための、世帯あたり 3 万円の電力、ガス、食料品と価格高騰重点支援給付金と、低所得の子育て世帯に対する、児童一人当たり 5 万円の給付金につきましては、現在、対象となると思われる方に通知を発送しており、6 月中にはプッシュ型で給付できるよう準備を進めております。また、住民一人あたり 5,000 円の物価高騰対策日吉津元気回復商品券につきましては、6 月下旬に配布開始。宅配ボックスの購入支援補助金についても、同時期に開始できるよう、準備を進めているところでございますのでご報告申し上げます。

昨年 9 月に供用開始いたしました、複合型子育て拠点施設ミライトひえづは、児童館庭駐車場等の整備が終了し、2 カ年にわたった工事が完了しました。並行して行なった、宮川北線の歩道設置工事につきましても無事に完了致しました。

保育所は4月から保育所型認定こども園となり、保育認定に関わらず誰もが通える施設として新たなスタートを切りました。入所定員を140名に増やすとともに、幼児教育の要素を取り入れ、さまざまな体験活動を充実させ、小学校教育につながる保育カリキュラムを設定しています。子供たちも、日々元気いっぱいに登園来所しております。

日吉津小学校でも全校児童数が237人に増え、子どもたちの元気な声が役場にまで響いています。日吉津小学校は、今年で創立150周年を迎えました。5月8日には、50年前に小学校中庭に埋められたタイムカプセルを掘り起こしました。当時の校歌だった、ときわの松を50年前に小学生だった皆さんが懐かしみながら歌われ、それに対して全校児童が創立100周年記念に作られた現在の校歌を熱唱しました。児童の元気な声は、校舎で跳ね返り中庭に響き渡りました。

この校歌交流を始め、児童たちはタイムカプセルの中に収められていた、当時の教科書や作品を興味深く鑑賞し、当時小学生だった皆さんは感慨深い様子で、ご自身の作品に触れるなどとても心温まるイベントとなりました。今後7月19日には記念式典、11月のふれあいフェスタに合わせたイベント等を行うべく計画中であります。創立150周年を盛大にお祝いしたいと思います。

4月26、27日には修学旅行があり、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた広島への旅行を再開いたしました。児童たちは、原爆に関する資料に直接触れて、戦争について深く考え学ぶことができました。

文化財の関係で、3月定例会の諸般の報告で申し上げましたが、日吉津村民俗資料館所蔵の綿栽培用具18点について、本日付で鳥取県指定有形民俗文化財として指定を受けました。これを機会にミライトひえづ展示交流室にお出かけいただき、県の指定を受けた日吉津村の文化財にぜひ触れていただきたいと思います。

環境の関係でご報告申し上げます。6月5日は環境の日です。これは1972年6月5日に、ストックホルムで開催された、人間環境問題に関する最初の本格的な国連会議を記念して定められたものです。本村でも6月5日を環境の日と定め、実行委員会の皆さんにお世話になり、環境について考えるイベントを開催しております。今年は先の10日土曜日に、日中は米子南高校の皆さんにご指導いただき、廃油ろうそく作りなどの環境工作教室を行い、夜はキャンドルナイトを実施いたしました。

また、6月の環境月間に合わせて、海を守るゴミ袋プロジェクトを開始いたしました。本村の燃えるゴミの手提げ式指定袋をレジ袋代わりに利用し、プラスチックゴミを削減する取り組みでございませう。海をきれいにする活動などを行っておられる、海と日本プロジェクト in 鳥取の皆様

さんのご協力により、村のマスコットキャラクターであるリップちゃんとムラッキーを使って、この活動用の袋を作成しております。

買い物でエコバッグ等をお持ちでない時、お店のレジ袋を購入されますが、この袋は、その後でゴミになってしまい世界で問題視されております海洋プラスチックごみにも関連いたします。このことからレジ袋を減らし、海洋ごみ削減に繋げていきたいと思いますというのが本プロジェクトの目的でございます。村内のゴミ袋販売店で随時取り組みを開始いたしますので、お買い物の際袋が必要な方は1枚20円で購入いただき、レジ袋として利用後は、燃えるゴミを出す袋としてご利用ください。鳥取県内でも、初めての取り組みとなります。レジ袋を削減し、海洋ごみのことを考えたり、海を守る活動のきっかけとなればと考えております。

海浜エリアの活性化につきまして、海浜運動公園や海岸松林など、海浜エリア一帯のさらなる活性化を図るため、海浜エリア活性化検討委員会や町内プロジェクトチーム、村民の皆様からのご意見などにより検討を進めてまいりました。いただいたご意見も踏まえ、3月末に活性化計画として取りまとめましたところでございます。今後は計画の実現に向け、国、県等の補助金など財源の確保、PFI事業の導入等も含めた整備手法などについて検討協議を進めてまいります。

旧うなばら荘につきましては、現在施設所有者である民間事業者と、西部広域行政管理組合、日吉津村で施設の第三者への譲渡に向けた協議を進めているところでございます。今のところ具体的な進展はございませんが、1日でも早く次の譲渡先が決まり、新しい施設が稼働できるよう協力して進めてまいりたいと考えております。

防災の関係でございます。先週末の11日、西部地区の消防ポンプ操法大会が開催されました。日吉津村消防団は、訓練の成果を発揮され見事準優勝に輝き、7月2日の県大会への出場権を獲得されました。日頃の団員の皆様の訓練、ご努力に敬意を表するとともに、県大会でも活躍されることを祈念いたします。

昨年度は、防災士間の情報共有、連携及びスキルアップを目的に、日吉津村防災士連絡協議会を立ち上げ、気象に関する研修や意見交換会を実施いたしました。今年の2月には、新たに4人の女性防災士が誕生され、計26人の防災士で活動をされています。また、自主防災組織につきましては、昨年末に未設置の自治会に結成いただき、組織率が100パーセントとなりました。今年度以降、防災士の方と自主防災組織の関わりを深めていただき、地域の防災力の強化につなげてまいりたいと考えております。

また、今年度は防災行政無線の機能強化工事を予定しております。住民の皆様への確実な情報

伝達のため老朽化した機器類を更新し、合わせて生活形態の多様化や世帯構成を踏まえ、スマートフォンアプリ等を利用した情報伝達の多重化を計画しております。来月の契約締結を目指して準備を進めているところですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナに関しまして、5月8日には、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の分類を、5類に引き下げられたところではありますが、引き続き重症化リスクの高い方や、医療や介護事業に従事する方々の接種を継続しております。今年度末までは、自己負担なしで接種が行われ、現在は春開始接種として、前回接種から3カ月経過した65歳以上の方、12歳から64歳の基礎疾患等がある方、医療従事者や福祉施設等の従事者を接種対象として、集団接種と個別接種を実施しております。

9月からは秋開始接種として、前回接種から3カ月以上経過した5歳以上の方を対象に、追加接種が実施されますので、接種体制を整えてまいりたいと考えております。

第7次日吉津村総合計画の推進に関しましては、12月と3月には総合振興計画審議会を開催いたしました。審議会のご意見もお聞きし、現在、令和4年度実施計画についての評価及び令和5年度の実施計画の策定作業等を進めてまいっているところでございます。総合計画の基本理念である、健康、共同、挑戦、めざす姿のみんなで作る元気な村、住み続けたい日吉津村が実現できるよう、実効性の高い実施計画の策定と進捗管理を行ってまいります。

5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが、5類に変更されたことに伴い、さまざまなイベントや行事が再開されつつあります。小学校では、4年ぶりに全校児童が一同に介して運動会を実施いたしました。他の学年の友達を大声で応援したり、協力して競技したりしました。

また、応援合戦では、縦割りグループで作上げた応援を競い合いました。最後まで諦めずに競技する児童の姿に、感銘を受けるとともに元気を分けてもらいました。また、6月6日には、地域の農業者の方々にご協力いただき、4年生が田植え体験を行いました。田植を経験した児童も少なく、子供達にとってとても貴重な経験となりました。

自治会でのイベントも再開されつつあり、7月には球技大会も予定されております。さまざまなイベントや行事などが、コロナ前のように開催され、活力ある社会、元気のある地域づくりができるよう、議会の皆様、村民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思います。

皆様には格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 6 号 から 日程第 7 報告第 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、報告第 6 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 5、報告第 7 号令和 4 年度株式会社ひえづ物産決算報告について、日程第 6、報告第 8 号令和 4 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告について、日程第 7、報告第 9 号長期継続契約について、以上 4 件については、村長からの報告ですので一括議題とします。村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました報告第 6 号の繰越明許費及び報告第 7 号から第 8 号までの決算報告、報告第 9 号の長期継続契約につきましてご報告を申し上げます。

はじめに報告第 6 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり、コロナ禍緊急対策米価下落による農業者支援事業他、6 事業について令和 5 年度に繰越しましたのでご報告申し上げます。

次に、報告第 7 号、令和 4 年度株式会社ひえづ物産決算報告について、別紙のとおり、第 24 期の決算報告書を付しまして報告させていただきます。

株式会社ひえづ物産は、ご承知のとおり賃料収入により経営しているところでございますが、損益計算書のとおり売上高は 1,758 万 7,892 円、販売費及び一般管理費は 1,482 万 81 円で、営業外収益、そして営業外費用、さらに今年度は解体費引当金戻し入れ益の特別利益などを加え、当期純利益の金額は 883 万 6,968 円となりました。

前期と比べて売上高が増加していることや、特別利益の増加により、当期純利益は大幅に増加となりました。

近年の営業状況につきましては、昨年 11 月に新たな店舗が 1 店舗出店されたところにより、売上高が前年度に比べ増加したところであります。しかし、今年の 3 月末に 1 店舗の撤退があり、現在は空き店舗への入店に向けて、新規参入事業者の誘致に努めているところでございます。

なお、詳細につきましては、決算報告書をご覧くださいまして、令和 4 年度の決算報告と致します。

次に報告第 8 号、令和 4 年度一般財団法人うなばら福祉事業団決算報告清算年度について報告申し上げます。決算報告書 3 ページの、損益計算書をご覧ください。売上高は清算年度ですので

0円となっております。販売費及び一般管理費603万8,320円などを差し引いた営業損失は、603万8,320円となりました。営業外収益は、2万2,727円、営業外費用は備品廃棄処分料など雑損失の138万2,278円、特別利益は受け取り補助金等に計上しております村補助金で1,509万円、特別損失は122万3,692円で、当期純利益643万2,937円となりました。これにより2ページの、貸借対照表の純資産の部の合計額が466万4,265円となり、残余財産として日吉津村に帰属をさせたものでございます。

詳細につきましては、決算報告書をご覧くださいまして、令和4年度清算年度にかかります決算報告と致します。

次に報告第9号、長期継続契約について別紙報告書を付しまして報告させていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。報告する案件は1件です。日吉津小学校給食室で使用する消毒保管庫水切り移動台ガストロノームパン食器カゴのリース契約であります。

契約の相手方は有限会社FSAシステムズ、契約金額は月額11万9,350円、契約期間は5年間でございます。詳細については添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

以上で、報告第6号から報告第9号までの報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑は各報告ごとに行います。

報告第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので以上で質疑を終わります。

これから報告第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。報告第7号について質問させていただきたいと思います。まず、議案書のこれは報告7号の6ページ、令和4年度の監査報告がのっとります。まずこれのですね、監査の実施概要の1番について、ここの文末の部分です。前からこれを聞こうかなと思ってたんですけど、なおこの監査において、監査立会人は渡辺なにがしという氏名書いとるんですが、このひえづ物産について、この監査立会人というポジションの明確な正確は一

体どのように、互選をされ、任命をされているのか、それでこの監査に立会をされてるということの、監査立会人という正確はどのように位置づけされてるんですか、そこをお教えいただきたいというふうに思います。

それからこの監査の内容で、まあ要するに、これは不動産業ひえづ物産は、店子に対する不動産収益を持って事業を行ってる不動産業であります。それでこの損益計算書並びにこれについては、2022年の4月1日から23年の3月31日までの報告ということで、まあのって計算が出てますね。で、これで今690万の解体費引当金戻し入れ利益合計のところに入っとるんですが、ちなみにこれ最終的に今のあの建物を、除却ですね、解体する場合についてですね、今予定額といたしますか、それはいくらを想定されてどこまで積み立てていこうということを考えておられるんですか。

以上この2点だけお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。まず監査報告書の立会人は渡部史統でしたというところですが、渡辺さんにつきましては、この株式会社ひえづ物産と、個人的な業務委託契約書を結んでおりまして、業務の管理委託経営をお願いをしているところがございます。その中には、ひえづ物産の業務管理ですとか、ひえづ物産の経理、それからテナントの運営管理といった業務をお願いしてるところでございます。そのために、監査のところその立会人さんということで、立ち会っていただいたという証をここに記載していただいているということで、まああの意味としてはそのものずばりでございます。

それから解体費につきましては、一応あの30年積立てましようということで、建設当時から30万ずつ、そして1000万を目指して積立をしております。ところが30年前、まあ23、4年前になりますけれども、その辺とはまた全然状況が変わってきてまして、とても1,000万では解体できないということは承知しておりますけれども、今のところ、そこを目指して積み立てをしてきたというところがございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 先ほどの課長の説明では、この当監査立会人と称しておられるところの方とはですね、要はひえづ物産とではなく、日吉津村と個別の契約をして、それでその方が、ひえづ物産のそこを面倒も見ておるよということの今説明であったんですが、そうしますとひえづ物産というのは、個別の会社でありますからその性格上で、そのところが速やかにリ

ンクさせてよろしきものなのかなというふうに思うのが、わたしちょっと理解が苦しい。ということその整合できるような説明をいただきたい。

それと690万でということでもありますから、まあこれ30万の計算として23年経ってるよという、単純な計算でよろしいのかなということがあるんですが、まあこれはそろそろ見直しをしていかないとですね、危ない危ないと言ってはいけませんけども、大変これ、それまでの時までこれ大丈夫かなというふうに思ってみる物件です。というのも、一般質問で出してないですから、まあこの今のこの報告の説明に基づいてクエスチョンしなくちゃいけないです。と言いますのがこの4月、これの決算が終わってからの後に、1社撤退されてその前のこれに乗ってるのは、1社増えてるよということでもありますけども、既存の魚屋さんが天ぷら屋さんされてるのが増えたということであると思うんですが、その増えてるといってもお願いをして、増床的な格好でエリア拡張されたということのことだと思んですが、大変これも危機的な経営状況に、もうすでに陥りかけてるんですよ。その辺も踏まえた中で、これはあの善処していただきたいなというふうに思います。まあこれはそこから先には言えないと思うんですので、まず解体の引当金がこれで本当に大丈夫なのか云々というものの、目星はこれでよろしいかなということの返答をいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。まず冒頭の質問でございましたが、わたしちょっと言い間違えた様でございまして、株式会社ひえづ物産と渡辺さんということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから引当金につきましては、あの先ほど申し上げましたけども、とても1,000万では難しいだろうというふうには考えております。ただ今後のひえづ物産を展望した時に、イオンとの契約が30年ということになっておりまして、その30年後にどうするかという問題が出てきます。その際に、今の見込みとしましてはさらにまた契約を更新していくというような、まあ考えもございまして、ですので、30年経ったからすぐそこで解体するということではありまして、まあ再契約を目指して建物を改修しながら、また使っていくというような計画を立てているところでございます。

それとテナントの撤退につきましては、議員おっしゃいますように、とても危機感を持っております。先ほど村長が申し上げましたように、今空き店舗の埋めるべく、一生懸命に事業者を探しているところでございますので、ご理解をご協力をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 最後になります。あまりくどくどとしてもどうしようもないと思っています。当該人選についてですね、これは通常そのひえづ物産という、株式会社ひえづ物産ということであればですね、株式会社組織の中でですね、きちっとしたその人選なり云々というのを、多分村長の前からの付き合いであったと思うんで、わたしも知っていますから、ずるずるとこういう形でそれがよろしいかどうかということ、わたしはちょっとここで疑問をあてているということです。要するにこれ会計上の問題と、この運営との今後の問題とかですね、密接にここリンクしていきますので、これは経営センスがやっぱり必要な方をお願いしなくっちゃ、これなかなか今までの形ではすまなくなってるよと思うんですよね。それはきちっとその株式会社ひえづ物産の役員会なんなりですね、こういった人選もきちっとされた方がわたしはよろしいんじゃないかということで、今後の提案を申し上げておきたいというふうに思います。以上、質問にはならないですけども、そういったところの危険度が、包含をしてるということをもっとここでお知らせをしながら終わりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

はい、他にございませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。このひえづ物産について以前からいろいろ伺ってはおりますが、議員も顔ぶれもかわったことで、少しおさらい的にご説明を伺えたらと思います。まず1点は、先ほどの同僚議員からもありましたが、解体費の引当金の関係です。あのごく簡単に結構ですので、この間の村としての、ひえづ物産としての経過を概略、ご説明いただきたいと思います。

それからもう1点は、4ページの方にもあがっておりますが、地代についての基本的な金額の根拠と伺いますか、経過について簡単に結構ですので2点、おさらいということでお伺いしたいと思います。

それからもう1点、現在のテナントの状況、それについて3点の概略をご説明いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 執行部の方で今解体については橋井議員の質問で答えられているんで、その部分は簡単に、あと2点についてはよろしくお伺いしたいと思います。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。解体費引当金につきましては、議長さんのおっしゃいますのでちょっと省略させていただきたいと思います。

それから地代につきましては、定額を定めておまして1坪辺りいくらと、月額いくらというような金額を定めております。それに従ってそのテナントの面積割で毎月お支払いしていただいているということです。それからテナントの状況ですけれども、今入店いただいているのが焼肉の片岡さん、それから木村の鮮魚店さん、その木村の鮮魚店さんがてんぷら屋さんを、その一角で経営されているということで、それから山芳海産さんが入っておられます。そして前に岡田商店さんがおられたんですけども、そちらが3月末を持って撤退されたという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ええとですね、わたしが伺ってるのはやっぱりこの議場の場で、このひえづ物産の性格をそれなりに示すべきだという意味で言ってまして、本来、何店舗のテナントを想定しているが現状がこうだという話で、地代についてはこうゆう積算でやってますと、引当金についてはこの間、設立当初からこういう考え方でやってますというね、そういったことをここで説明をすべきだということで伺っておりますので、そういった意図での答弁をもう少しお願いをしたいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員、この質疑については説明する場所でないと思っております。どうか疑問点について問う場所であり、説明を求める場所ではないと、どうか疑問点について答える場所であるというふうに理解しておりますけれども、その辺り理解していただきたいと思います。執行部の方で答えられる部分があれば答えて。

はい、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。あの賃料につきましては、今、具体的にちょっとすいません。あのどこがいくらで、いくらを目指してというような積算資料がございませんが、ちょっと先ほどの質問の中で、地代ということでご質問いただいたと思います。この販売費及び一般管理費の内訳の中の地代ということになりますと、これはあのイオンに払っている444万と、後は村に対して払っております70万8,765円というのが内訳になりますんで、ここはすみません、わたしの説明不足です。以上でございます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** 村長でございます。あの補足で説明させていただきます。今、総務課長が説明いたしましたようなことなんですけれども、先ほど来出ております解体費引当金の件につきましても、先ほど橋井議員のご質問に対してお答えをしました 30 年というのを、一つの目安として 30 万ずつ積立しているところでありまして、販売費一般管理費で支払いが出てくるところに対して、テナント賃料収入をいただいて、経営をしているわけでありましてけれども、添付の内容につきましては先ほど課長が申し上げたとおりであります。決算の報告見ていただきますと分かると思いますけれども、この 4 年度につきましては 690 万の解体引当金というのを戻したので、これを差し引くとしても、だいたい 280 万円程度の利益が単年度で出ているというふうにお考えいただければ良いかと思えます。合わせまして、流動資産、流動負債というところキャッシュのところを見ていただきますと、流動資産が現在 2,186 万 2,124 円というのに対しまして、流動負債が 161 万 1,850 円ということでございますので、この貸借対照表を見ていただきますとお分かりになりますかと思えますけれども、この経営的にも非常に、今のところは安定をして解体も見込んだところで運営ができていくというふうに認識をしています。ただ先ほど来ありますように、1 店舗撤退されたところがありますので、こちらにつきましては早急にこれを埋めていくように今努力をしているところでございます。以上であります。

○**議長（山路 有君）** よろしいですか。

前田議員。

○**議員（5 番 前田 昇君）** どうも、わたしの聞いている意図が伝わってないみたいなんですが、またの機会があったらですね、要するに、この放送を聞いてらっしゃる村民の方にも、ある程度ひえづ物産を日吉津村が経営しながら、それなりの形でやっていますということを、やっぱりここで説明をすべきだという趣旨で伺ったので、そういった点でまたご理解をいただいたらと思えます。以上です。

○**議長（山路 有君）** よろしいですか。

少しここで、皆さんに再度、徹底しておきたいと思えますけれども、同一議題について 3 回までというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

他に質疑はありませんか。

[質疑なし]

○**議長（山路 有君）** ないようですので以上で質疑を終わります。

これから報告第 8 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。報告第8号うなばら福祉事業団の決算報告について、この件については明日、明後日の定例会の一般質問において3名の議員から質問が出ておりますので、これはこの決算書に基づいてこの帳簿面における疑問の点について、ちょっと、質問させていただきたいと思います。これについて明らかになっているのは、令和4年の4月1日から同年の9月30日までの5、6、7、8、9、ですね、半年間の分ですね。で、損益計算書が出されております。その中で、特別利益の部分で明らかになっているのは、村の補助金を1,500万円投入いたしました、ということがまず間違いがありませんねということは1点、それから営業外費用で雑損失138万、これは説明によりますと中にあった備品、什器関係を不要なものは処分をしましたよ、ということでこれだけのお金がいったということでしたね。

それであ、ここから一般質問とちょっとリンクしちゃって、あんまり言わなくてもええなと思う部分もあるんですけども、このちなみに138万2,000円の処分された備品の処分リスト等は、後で閲覧なり、わたしどもが知り得る範囲で確認できることが可能ですか。それが2点目。

それからわたしの記憶がちょっと定かではありませんので、この5ページの決算報告で、ここでは清算人、それから監事の2名の方の連署によって報告なされておりました、令和4年の10月21日にこれが決算の最終的な報告の格好に、清算終了の報告書になっておりますが、この実質のお金ですね、ごめんなさいこの帰属したということでこの設立者に帰属させた。これは村に帰属させたということで間違いのないと思います、これ466万4,260円、これっていつの会計の時の、去年の12月だったのか、1月だったかいな、3月だったのか、ちょっとわたし記憶にないもので、これはいつこれ帰属して村の会計に入ったもんですかね。ちょっとわたし、記憶が定かでないもので教えていただきたいと思います。以上3点。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の1,509万円ですけども、こちらは間違いなく令和4年度に村から補助したものでございます。それから雑のですね、備品の廃棄処分料ですけども、こちらにつきましては契約書をご覧くださいということになると思いますけれども、それは提出は可能でございます。それから最後、帰属させた日ですけどもこれは10月の21日に村の会計に入れております。以上でございます。[「会計にいたしたのは、それはいつ、私たちはどこで確認をすればいいのか。」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、そのことにつきまして、この決算報告書の説明と併せまして、

12月議会で報告をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 今、課長の答弁で、この村に466万4,265円、これは村に帰属ということをしたということで、これは10月の21日ですね。10月21日に結了これがしたので、12月の定例会に報告したということであったようです。わたしが記憶にうとかったもので申し訳ありません。再度確認をしていきたいと思っております。それで、あと138万なにがしの処分費については、処分、要するに解体、除却業者との契約に基づいてやっておるので、契約書を確認すればその金額は間違いはないということであったようではありますが、わたしが申し上げておるのは、要するにその中の備品は村の財産であったわけですから、こういった備品がどのように処分されたという、その数量並びにどういうものであったかということを確認せずに、そのグロスの金額でなんぼということをわたしは知りたいのではなくて、めいめいのもの、ポット一個なんぼであったとか、皿があっただとか、云々ということを知りたいなというふうに思ったわけですから、それがもう確認の術があるや、なしやということを知っておるんでありまして、それができるのか、できないかということです。

契約書の金額は契約相手との話の云々ということは、わたしは問うてるわけじゃありませんので、その点をもう一度再度確認。

それから村の帰属の部分がまあそれですから、まあ後はまたあれですね、一般質問がありますから、この辺りでこの契約結了に基づく質問をそれで終わりだと思っておりますので、今その点。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。その何につきまして何点あって、どのくらいの量かというようなところにつきまして、ちょっともう一度振り返ってみて、資料があれば提示させていただきたいなというふうに思っております。

それから、まずその雑損失なんですけれども、こちら中にはその廃棄処分料のみではありませんで、それ以外に看板の撤去費用ですとかそれから損害金の手数料の解約金、消費税の清算差額といったものも含まれての、138万2,278円でございますので、これは御理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） まあ、ということでもありますので、138万なにがしは備品ばかりではなく、看板撤去の雑費やら云々が入ってるよ、芳崖したものであるよということの、まあ抗

弁的なあの回答であるように思いますが、まあそれはそれで分かるように、明細がわたしは見たいなということをおっしゃるので、それが可能であるかなしやという話をきちっとそこで、話をあの答弁をしていただきましたかったなということがまず1点、それでなかったらないでどうしようもないですわ。どうしてもないと言ってあまりいい話じゃないんですよ。これで終わったわけじゃないですから、それともう一つね、その保険料の部分がありますよね、損益計算の中で、この損益計算の中でわたしね、2万3,080円。これはここ間までは、建物の中の家財の保険関係でね、家財備品と建物の部分って広域と村との財団法人ですね。その保険関係のかけ方ってどういうふうにされてたんだろうかなと思って、今更ながら思ってるんですよ。

備品は村のものが結構ありますよね。今処分されたものは、建物はあくまでも広域のものじゃないですか。火災保険って備品と不動産と両方かけれますよね。その点では火災保険会社との関係というのはどうなってるんでしょう。

というのは、これ皆生の後楽園の例じゃないですけど、これ今回、今、中ブランコあれになってますから、これ火事おきたらどうするんですか。あそこ盗難事件、火災事件2回起きてるんですよ。まあそれ、また一般質問でやりますよ。それ、ちょっと保険関係。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。それはあの建物に関しましては、西部広域のものでございましたので保険は西部広域、それから備品につきましても、ほとんどのものが西部広域の備品でございました。ただ、おっしゃいますように村の備品もございしますので、その該当する分については、うなばら福祉事業団の方で管理はしてたということでございます。ただ、その備品について保険をちょっとかけてたかどうかというのは、ちょっと申し訳ございません。あの定かではありません。〔「掛けてなかったよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。以上で報告第6号から第9号を終わります。

日程第 8 議案第 23 号 から 日程第 9 議案第 24 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 8 から日程第 9 までは、補正予算に関する議案ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって日程第 8、議案第 23 号令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）、日程第 9、議案第 24 号令和 5 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）の 2 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 23 号から議案第 24 号までの補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに議案第 23 号令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 2,953 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 9,523 万 1,000 円とするものでございます。

歳出から主なものを申し上げます。6 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費第 1 目社会福祉総務費に、318 万 1,000 円を計上しておりますが、これは生活困窮者等原油高物価高騰緊急対策事業給付金として、4 月から 6 月分までこれまで計上しておりましたが、この度 7 月から 9 月分を追加し、非課税世帯へ 1 万 7,000 円の扶助を行うことによる増額が、主なものでございます。

つづいて、7 ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保険衛生費、第 2 目予防費に 1,677 万 9,000 円を計上しておりますが、これは 9 月から開始されます 5 歳以上の村民の皆様を対象とした、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料の増額が主なものでございます。

次に 8 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 2 目公園費に 220 万円を計上しておりますが、これは海浜エリア、海浜運動公園キャンプ場において、PFI や指定管理者制度などを含めた、官民連携手法可能性調査を行うための委託料の増額によるものでございます。

次に 9 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費に 118 万円を計上しておりますが、これはふるさと読本製作のための委員謝礼や、委託料及び小学校創立 150 周年記念事業として、記念事業をしていただく講師謝礼とふれあいフェスタステージイベントの出演者謝礼の増額が主なものでございます。

つづいて、歳入についてご説明申し上げます。5 ページをご覧ください。第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 2 目遠征費国庫負担金に 1,208 万 4,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種のための、国庫負担金の増額によるものでございます。同款、第 2 項国庫補助金、第 3 目衛生費国庫補助金に 469 万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額によるものでございます。その他全体につきましては、財政調整基金繰入金で調整しております。

次に議案第 24 号令和 5 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、1 ページから 2 ページをご覧ください。第 2 条において収益的支出の補正額、第 3 条において資本的収入の補正額、第 4 条では企業債の変更を定めております。第 2 条と第 3 条につきまして、実施計画明細書からご説明申し上げますので 12 ページをご覧ください。収益的支出において、第 1 款下水道事業費用の予定額を 32 万 2,000 円を増額し、1 億 4,44 万 8,000 円としておりますが、これは人事異動に伴う人件費の増額が要因となっております。

つづきまして資本的収入をご覧ください。第 1 款資本的収入の予定額は 670 万円を増額し、1 億 6,970 万円としております。これは、当初予算で計上しておりました下水道処理場の機器等修繕工事に伴う企業債の増額、及び移動式汚泥脱水車の購入にかかる国庫補助金の交付額が予定より減額となったため、企業債の増額及び汚泥処理建設負担金の増額が主な要因でございます。

以上、議案第 23 号から議案第 24 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で、議案第 23 号から議案 24 号までの提案説明を終わります。

日程第 10 同意第 2 号 から 日程第 12 同意第 4 号

○議長（山路 有君） お諮りします、日程第 10 から第 12 までは同じ人事案件ですので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10、同意第 2 号から日程第 12、同意第 4 号まで日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任についての 3 件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま一括議題となりました、同意第2号から同意第4号までの日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

この委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定、その他の事務を行うもので、本村は地方税法第423条第2項に基づき、委員の定数を3名と定めているところでございます。

この度、任期満了によりまして稲田真人氏、長谷岡淳一氏の2名を引き続き委員に、松本二子氏を新たに委員に選任したいので、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。なお同条第6項により、任期は3年間でありますので申し添えさせていただきます。

以上、同意第2号から同意第4号までの提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（山路 有君）** 以上で提案説明を終わります。

日程第13 同意第5号 から 日程第22 同意14号

○**議長（山路 有君）** お諮りします。日程第13から日程第22までは同じ人事案件ですので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって、日程第13同意第5号から日程第22同意第14号まで日吉津村農業委員会委員の任命についての10件を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま一括議題となりました同意第5号から第14号までの、日吉津村農業委員会委員の任命について提案理由をと申し上げます。現在の農業委員会の委員の任期が、令和5年7月19日で満了となることに伴い、坂本紀美子氏、生村好美氏、石原恵一氏、上野秀雄氏、川口剛敏氏、川原邦建氏、齋下博三氏、三嶋真樹氏、山崎博氏、山西昇氏、の10名を新たに農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同法第10条の規定により委員の任期は3年間でありますので申し添えます。

以上、同意第5号から第14号までの提案理由の説明とさせていただきますので、ご新規ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明が終わりました。

○議長（山路 有君） 本日の議事日程は全部終了いたしました。なお、次回の本会議は明日 9 時から一般質問を行いますので、同議場にお集まりください。

以上で終わります。ご苦勞様でした。

午前 10 時 13 分 散会
